

第三級陸上特殊無線技士試験問題

(注) 解答は、答えとして正しいと判断したものを一つだけ選び、答案用紙の答欄に正しく記入（マーク）すること。

法 規 12問 } 24問 1時間
無線工学 12問

法 規

〔1〕 無線局の免許人は、識別信号（呼出符号、呼出名称等をいう。）の指定の変更を受けようとするときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 総務大臣に識別信号の指定の変更を届け出る。
- 2 あらかじめ総務大臣の指示を受ける。
- 3 総務大臣に免許状を提出し、訂正を受ける。
- 4 総務大臣に識別信号の指定の変更を申請する。

〔2〕 「無線局」の定義として、正しいものはどれか。次のうちから選べ。

- 1 免許人及び無線設備を管理する者の総体をいう。
- 2 無線設備及び無線設備の操作の監督を行う者の総体をいう。
- 3 無線設備及び無線従事者の総体をいう。ただし、発射する電波が著しく微弱で総務省令で定めるものを含まない。
- 4 無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。ただし、受信のみを目的とするものを含まない。

〔3〕 電波の主搬送波の変調の型式が角度変調で周波数変調のもの、主搬送波を変調する信号の性質がアナログ信号である単一チャネルのものであって、伝送情報の型式が電話（音響の放送を含む。）の電波の型式を表示する記号はどれか。次のうちから選べ。

- 1 F3E
- 2 A3E
- 3 F7E
- 4 F8E

〔4〕 無線従事者は、免許証を失ったためにその再交付を受けた後、失った免許証を発見したときは、発見した日から何日以内にその免許証を総務大臣に返納しなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 10日
- 2 7日
- 3 30日
- 4 14日

〔5〕 第三級陸上特殊無線技士の資格を有する者が、陸上の無線局の空中線電力100ワット以下の無線設備（レーダー及び人工衛星局の中継により無線通信を行う無線局の多重無線設備を除く。）の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作を行うことができる周波数の電波はどれか。次のうちから選べ。

- 1 21MHz以上
- 2 1,215MHz以上
- 3 4,000kHzから25,010kHzまで
- 4 25,010kHzから960MHzまで

〔6〕 総務大臣が無線従事者の免許を与えないことができる者はどれか。次のうちから選べ。

- 1 刑法に規定する罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- 2 無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から5年を経過しない者
- 3 無線従事者の免許を取り消され、取消しの日から2年を経過しない者
- 4 日本の国籍を有しない者

第三級陸上特殊無線技士試験問題

法 規

〔7〕 一般通信方法における無線通信の原則として無線局運用規則に定める事項に該当するものはどれか。次のうちから選べ。

- 1 無線通信は、長時間継続して行ってはならない。
- 2 無線通信を行う場合においては、暗語を使用してはならない。
- 3 無線通信に使用する用語は、できる限り簡潔でなければならない。
- 4 無線通信は、迅速に行うものとし、できる限り短時間に終わるようにしなければならない。

〔8〕 無線局の臨時検査（電波法第73条第5項の検査）において検査されることがあるものはどれか。次のうちから選べ。

- 1 無線従事者の知識及び技能
- 2 無線従事者の資格及び員数
- 3 無線従事者の勤務状況
- 4 無線従事者の業務経歴

〔9〕 無線局の免許人が電波法又は電波法に基づく命令に違反したときに総務大臣が行うことができる処分はどれか。次のうちから選べ。

- 1 再免許の拒否
- 2 期間を定めて行う電波の型式の制限
- 3 3箇月以内の期間を定めて行う無線局の運用の停止
- 4 期間を定めて行う通信の相手方又は通信事項の制限

〔10〕 無線局の免許人は、非常通信を行ったときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 地方防災会議会長に報告する。
- 2 非常災害対策本部長に届け出る。
- 3 その通信の記録を作成し、1年間これを保存する。
- 4 総務省令で定める手続により、総務大臣に報告する。

〔11〕 無線局の免許人は、無線従事者を選任し、又は解任したときは、どうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出る。
- 2 10日以内にその旨を総務大臣に報告する。
- 3 速やかに総務大臣の承認を受ける。
- 4 適当な時期に総務大臣に連絡する。

〔12〕 無線局の免許人は、免許状に記載した事項に変更を生じたときはどうしなければならないか。次のうちから選べ。

- 1 直ちに、その旨を総務大臣に届け出る。
- 2 遅滞なく、その旨を総務大臣に報告する。
- 3 総務大臣に免許状の再交付を申請する。
- 4 免許状を総務大臣に提出し、訂正を受ける。